

「みんなで取り組む千葉の教育」推進シンボルマーク使用上の注意

1 シンボルマークの使用について

このシンボルマークの著作権は、千葉県教育委員会に帰属しています。シンボルマークを使用する際は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課まで御連絡ください。以下の場合には、シンボルマークの使用を許諾いたしませんので、御留意ください。

- (1) 3で掲げた事項を遵守せず使用しようとする場合。
- (2) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
- (3) 不当な利益を上げるために利用しようとする場合。
- (4) 千葉県または千葉県教育委員会の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合。

2 1にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、許諾を受けることなくシンボルマークを使用することができます。

- (1) 千葉県教育庁、知事部局、県警本部等、千葉県の行政機関が使用するとき
- (2) 市町村、市町村教育委員会及びこれらが所管する機関が使用するとき
- (3) 千葉県教育委員会の所管に属する公益法人が使用するとき
- (4) 学校教育法第1条に規定する学校が使用するとき
- (5) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき

3 シンボルマークを使用する際は以下のことを守り、正しい形、色で見やすくはっきりと表示して下さい。

- (1) シンボルマークを再生する際には、千葉県教育委員会のホームページに掲載しているダウンロード用の画像を御使用下さい。
- (2) シンボルマークを変形したり、他の図形や文字と重ねたりしないでください。
- (3) シンボルマークの拡大及び縮小は自由です。ただし、縦・横の比率は変更しないでください。
- (4) シンボルマークの色については、指定の配色（別紙）を使用してください。ただし、印刷物等の仕様によっては、マーク全体に黒（black 100%）を使用しても差し支えありません。

※シンボルマークの使用に関して御不明な点は、下記までお問い合わせください。

「千葉県教育庁企画管理部教育政策課」

〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-4177 FAX：043-224-5499

電子メール kyseisaku2@mz.pref.chiba.lg.jp

シンボルマークの色指定

●カラー表示



みんなで行く
千葉の教育



C0%・M70%・Y100%・K0%



C100%・M50%・Y0%・K0%

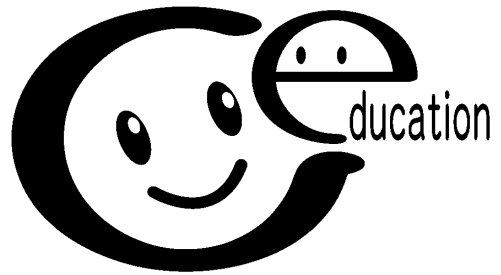


C90%・M20%・Y100%・K0%



C0%・M0%・Y0%・K100%

●単色表示



みんなで行く
千葉の教育



C0%・M0%・Y0%・K100%